

官報

号外 昭和三十八年五月十五日

○第四十三回国会 参議院会議録第十九号

昭和三十八年五月十五日(水曜日)

午前十時三十四分開議

議事日程 第十九号

昭和三十八年五月十五日

午前十時開議

第一 電波監理審議会委員の任命
に関する件

第二 緊急質問の件

第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 電波監理審議会委員の任命に関する件

一、日程第二 緊急質問の件

一、日程第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 久保 等君

同 阿部 竹松君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 稻葉 誠一君

同 大倉 精一君

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

甘味資源特別措置法案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

同日議長は、日本銀行政策委員会に大久保太三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 川上 為治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 野上 進君

同日商工委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 川上 為治君(上原正吉君の補欠)

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(芳賀貢君外二十六名提出)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家公務員法の一部を改正する法律案(川俣清吾君外三名提出)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員及び同予備員を左記の通り補欠選任し、かつ予備員の職務を行なう順序は頭書の通り指定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員 小松 幹君(飛鳥田一雄君議員退職につきその補欠)

同予備員 第三 河野 密君(小松幹君の補欠)

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 武藤 常介君

文教委員 中山 福蔵君

社会労働委員 佐藤 芳男君

商工委員 亀井 光君

予算委員 野上 進君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 中山 福蔵君

文教委員 佐藤 芳男君

社会労働委員 亀井 光君

商工委員 武藤 常介君

送付された左の議案を建設委員会に付託した。

近畿圏整備法案

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸省鉄道監督 向井 重郷君

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省鉄道監督局固有鉄道部長向井重郷君外一名(前掲議長承認)を第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十一日内閣総理大臣から議長宛、五月十日付をもって警察庁長官柏村信雄君は退職し、また警察庁警務局長新井裕君は同日付をもって警察庁次長に任命されたので、政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 渋谷 邦彦君

社会労働委員 小平 芳平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 小平 芳平君

社会労働委員 渋谷 邦彦君

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日議員から左の議案が提出された。
よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名発議)

同日内閣から左の議案が提出された。
ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求むるの件 大蔵委員会に付託
公衆電氣通信法及び有線電氣通信法の一部を改正する法律案

昨十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 小平 芳平君
社会労働委員 渋谷 邦彦君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 渋谷 邦彦君
社会労働委員 小平 芳平君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。

大蔵委員会
理事 渋谷 邦彦君(渋谷邦彦君の補欠)
社会労働委員会
理事 徳永 正利君(鹿島俊雄君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
地代家賃統制令の一部を改正する法律案(木村守江君外六名提出)

同日議長は、左の内閣提出案を商工委員会に付託した。
ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員確保に関する法律の一部を改正する法律案(豊瀬禎一君外四名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命致したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。

記

(五月十日任期満了による再任)
同日任期満了の後
古賀 逸策

同日内閣総理大臣から議長宛、厚生省公衆衛生局長尾村傳久君の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
厚生省公衆衛生局長 館林 宣夫君
事務代理
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官江口俊男君外一名(一昨十三日議長承認)及び厚生省公衆衛生局長事務代理館林宣夫君(前掲議長承認)を第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。佐野芳雄君から、病氣のため、八日間請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

議長(重宗雄三君) 日程第一、電波監理審議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、電波法第九十九条の三第一項の規定により、秋山龍君、古賀逸策君を電波監理審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

議長(重宗雄三君) 日程第二、緊急質問の件。
小柳勇君から、F105戦闘機駐留に関する緊急質問が提出されております。小柳君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。小柳勇君。

小柳勇君登壇、拍手
小柳勇君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、F105サンダーチーフ・ジェット戦闘機を福岡板付基地に配置することに關して、総理並びに關係大

臣に緊急質問をいたすものであります。去る七日、米空軍司令官が突如としてF105ジェット戦闘機の板付基地配置を発表して、すでに十六機が住民の反対のさなかに飛来し、着陸を敢行して配置いたしましたのでございます。そして、逐次増加して七十五機になるといふのであります。板付基地には、F100戦闘機、戦闘訓練のため、市内はもちろん、都市周辺は、爆音と騒音で勉強も仕事も手につかないようであり、また、先般来たたびたび墜落事故が起りまして、住民の生活不安は募り、戦々きよきよの状態でもあります。したがつて、板付基地を移動してもらいたいという声は、地域住民の切なる願いであり、県も市も、正式に基地移転を政府に要請していただきさきであります。

発表によりますと、その理由としては、F100戦闘機が旧式であるから、新鋭機に取りかえるのだと言っているのをご存じですが、その性能から見ても、三・六トンの原爆または水爆を積み、その上に一・八トンの普通爆弾またはナパーム爆弾を積むというのであります。航続距離は、空中給油なしで三千二百キロ、板付からウラジオ

ストックを爆撃してそのまま引き返せる。速度は音速の二・二倍、板付から北京へ一時間もかからないという高性能の飛行機であります。

この性能から見れば、当然F105ジェット戦闘機は、原水爆を主戦力とする攻撃機で、同時に、爆撃もできる遠距離離作戦に使用する第一線機であることは間違いないのであります。今、国内には原子力潜水艦寄港の問題で世論が沸騰いたしております。これは原子力で動き、かつ、核兵器を発射できる潜水艦であるところに問題があります。學術会議なども反対いたしました、国民が今反対をいたしておる。また、最近、東京周辺に自衛隊のナイキ・アジャックスが配置されたと聞きます。三十九年度からホーク大隊が北海道及び関東地区に設置され、ナイキ大隊が北九州に設置されることが検討中であり、今までは核兵器ではな

しかも、核兵器の持ち込みは事前協議の対象でありますから、核兵器をばすして国内に持ち込み、自然に国民感情をこれに慣らしたいこととする、なしくずしの核武装整備であります。現在起こっているのは板付でございますが、三澤基地にもF100型が配置されております。また横田基地にもF102ジェット戦闘機がありますから、近い将来にこの問題は必ず他の基地にも起こる問題だろうと存じます。現在、百六十七カ所の軍事基地が日本にございまして、この基地にF105ジェット戦闘機の配置を契機にして核武装がされる、そういうことを懸念いたしておるのであります。単に、福岡板付の地方の問題としてではなくして、日本の核武装の問題として、われわれは対処いたしておるところであります。

われわれが、今、F105ジェット戦闘機の板付基地配置に反対し、同時に原子力潜水艦寄港に反対いたしております第一の理由は、このなしくずしの核武装によって、国民に知らされない間に日本が核兵器の軍事基地として成長して参る、これをおされるからであり、しかもアメリカの極東戦略の中にいつの間にか巻き込まれることをおそれるからであります。もちろん、このことは、原水爆の被害がいかにおそろ

しいか、このことに対する恐怖からであることは、言いを待たないのであります。

第二に、基地の性格が変わるといふことであります。安保条約による防衛的な立場から、攻撃的立場に性格が変わって参る。かつてキューバにソ連の核兵器が持ち込まれようとしたときに、アメリカは全力をふるってこれに反対いたしました。日本の政府も、このアメリカの立場を支持したのであります。日本の軍事基地が、新鋭の攻撃機、爆撃機によって強化され、しかも核兵器化の懸念があるときに、近隣諸国は安閑としてこれを見過すのであります。どうか。アジアの緊張を激化するといふことは火を見るよりも明らかであります。

第三には、このような重要な兵力の変更が通告及び発表によって自由に行なえる、このこと自体が問題であります。安保条約締結当時の兵力及び装備の単位というものは、今日では格段の隔たりがあります。別の観点からこれを見直さなければなりません。第六条を付属交換公文の取りきめにつきましても、現実に即して眺め直さなければならぬと思っております。同時に、生命と生活に不安を感じている国民感情

を無視した立場は許されないのであります。

そこで、総理大臣に対する第一の質問は、米軍に対しても、日本の政府に對しても、国民の不信感が満ち満ちているのであります。これをいかにしてぬぐい去られるか、これが第一の質問であります。配置されたF105ジェット戦闘機または寄港する原子力潜水艦について、核兵器は絶対に持たないという保証は一つもないのであります。疑えばきりがありません。二機か三機が参り、説明もつきまますけれども、七十五機の大部隊、しかも原水爆を主戦力とするジェット戦闘機を配置して、形式が古いから新しい型式に取りかえたの

でございます。核兵器は持つておりません、これだけでは、信じようがございせん。普通爆弾と核爆弾とを両方搭載するということ、巧みに国民の目をごまかして、なしくずしに核装備をするのだという不信感もありません。今こそ総理大臣は、国の内外に非核武装を宣言して、国民の総力を結集して、核兵力の国内持ち込みに反対し、ボタン戦争といわれる原水爆戦争の発

生を阻止するために、決意を新たにされる意思はございませぬか。(拍手)政府と政府間の信頼も必要であります。国民の不信感を払拭するために、国外国内に對してどのような措置をとられるか、お聞きしたいのであります。

第二の質問は、基地移転を訴え続けていた地元住民は、移転どころか、さらに高度の基地化されようとするF105ジェット戦闘機の配置に憤激をいたしまして、超党派的に反対の行動を起こしているのではありません。県知事も市長も、F105ジェット戦闘機の配置に反対をしております。「県、市民全部が納得できない限り、配置にはあくまで反対であり、それまでは配属計画の停止をしてもらいたい」、こういう申し入れを米軍並びに政府にいたしておりますが、これをどういうふうに措置されるか。地元県民、市民の、この不安に満ちた陳情と請願を無視して、事前協議の対象でないから安保条約によってF105戦闘機の配属を認めるという一片の法律論だけでは、説明にならないと思っております。それだけでは総理の責任は果たせないと思っております。政府が無為無策でこれを傍観するならば、住民みずからの知恵と身体

で、米軍に直接訴えなければなりません。核武装反対の運動は英国でも起こっております。その運動によって起る責任は総理大臣にあると思うが、今後どのような措置をされるか、お伺いしたいのであります。

次に、外務大臣に質問いたします。原子力潜水艦の香港問題で、アメリカは、国民感情を考えて、大使館から外務省にあらじめ要請をいたして参りました。ところが、外務大臣は、核兵器の持ち込みでない、他の潜水艦と同様に考えて、核兵器は持ち込まないということ、事前協議の対象としな

いと言つて、もたもたしておつた。その間に、今度は、F105戦闘機を、突然、要請もないうまに配置したのでございませう。事前協議といふのは一体何のためにあるのございませうか。政府対政府の不安、国民の不安を解消するためにこそ、事前協議はあると思ふのであります。みずから事前協議の権利を放棄して、国民の不安を残したまま、国民に米国の戦略を押しつけているという印象が強いのであります。言いわけのみをしているように見えるのであります。国民の不安を解消する方向でアメリカを事前協議に引き込んでいくという努力はしないのかどうか、お伺いしたいのであります。

第二は、先日、外務委員会で、核兵器を持ち込まないから事前協議の対象ではないと答弁しておられますが、水爆、原爆を搭載することを主任務とするF105戦闘機を配置して、原水爆を持ち込まないという根拠と保証は、一体どこにあるか。総理にも質問いたしましたが、重ねて外務大臣にも質問いたすところであります。

最後に、防衛庁長官に質問いたします。第一の質問は、近く百万都市となろうとしている福岡市のどまん中に、軍事基地として板付基地があり、しかもここに、申し上げましたように、F100、102戦闘機があるし、今回F105ジェット戦闘機七十五機の大部隊が配置され、訓練され、戦闘体制を強化しようとしているが、地域住民の生活と軍の作戦から見ると、軍事基地として、一体、板付が適当であると思ふのかどうか。民間航空の拡充の問題もありませう。軍の航空基地と併存しているという問題もありませう。不適当と考えるならば、一日も早く基地を移転すべきであると考えます。基地移転については、県、市一体となって申し入れをいたしておるが、その後、基地移転の問題はどうなっているか、防衛庁長官にお伺いいたすのであります。

第二の質問は、配置されますと、当然起こってくる問題は、滑走路の問題と騒音の問題であります。現在までのジェット戦闘機でも滑走路が短いといふので、北側の貝道、市道は、飛行機の離着陸の際には人も車も一切通行止めであります。先般来、滑走路の延長の問題で紛糾いたしておりました。今度さらにF105ジェット戦闘機が配置されますと、われわれしろうと考えても、当然滑走路が足りない、延長の問題が起こると考へるが、この問題については、地元では、もう、まかりならぬといつています。無理をまた主張するのではないかと心配もありませんが、この問題はいかがであるか。また、騒音防止の問題は、今日までしばしば国会で論争されました。大地もくずれるばかりに地響きを立てて離着陸するジェット戦闘機の騒音は、生活の脅威であります。騒音対策についてしばしば問題になりましたが、一体、防衛庁長官はどう考へになるか。これが第二の質問であります。

以上で各大臣に対する質問は終わりでありますが、私は、この重要な段階に、核武装禁止と核戦争反対の運動を、超党派的に、全国民の問題として取り上げてもらうようにお訴えいたす次第であります。日本の国民こそ、原

水爆の脅威を世界に訴え、阻止のために闘わなければならぬ国民であると信ずるからであります。原水爆を国内に持ち込まないから事前協議の対象でないというような形式的な論議ではなくて、原水爆を使用できる兵器、兵力、一切の入国を禁止するといふ、生命を持つ人間の最高の闘いを今から始めてもらいたいと思ふのであります。政府にも訴えますが、これを超党派的に、全党、全国民の問題として訴えて、イギリスでも起こっております。

が、核武装反対の運動が日本の全体の世論となりますように切に訴えて、私の質問を終わる次第であります。

(拍手)

〔国務大臣池田勇人君答へ、拍手〕
お答えいたします。

原子力潜水艦あるいはF105戦闘機が核兵器を持ち込むかのごとき印象を与える議論は、私は、はなはだしい誤解に基づくか、あるいは事実を曲げておる議論と思ふのであります。御承知のごとく、安保条約によりまして、核兵器の持ち込みにつきましては事前協議事項でございます。また、事前協議事項でございますが、アイゼンハワー大統領及び岸前総理の共同声明によりまして、日本の意思に反して行動すること

とはないと声明をいたしております。また、政府はたびたび核兵器の持ち込みは拒否すると宣明しているのをごさいます。また、この事実を十分お考えいただくまゝして、日本国民が誤解やあるいは曲解に陥らないように私は努力いたしたいと思ふのであります。この問題につきましては、御質問に応じ、また機会あるごとに、国民の誤解を解くように努力して参りました。今後その努力を続けるつもりでございます。

なお核兵器禁止の問題、いわゆる実験禁止あるいは非核武装の考え方には、われわれも賛成でございます。極力この議論を世界に向かって言つているのでございます。今後ともそういうふうに努力いたしたいと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣大平正芳君答へ、拍手〕
小柳議員の御質問によりまして、このF105戦闘機の配置は突如として行なわれたということでございますが、このF105に更新近代化していく計画は、ずっと以前から行なわれているのでございませう。ヨーロッパはもとより、太平洋地域におきましても逐次行なわれているわけでございます。こういう兵器の近代化計画の一環として、今回板付基

地におきましての更新が行なわれると
いうにすぎないわけでございます。

また、原子力潜水艦は、原子力を推進
力とする潜水艦は、すでに七年前から
就航いたしております、十数カ国に
すでに寄港いたしております、百
回以上の寄港を見ておりまして、何ら
安全性についての危惧はないわけでご
ざいます。したがって、こういう
問題が、いわゆる安保条約の事前協議
の対象としての重要な装備の変更と
いうようには、私どもは理解していな
いわけでございます、事前協議事項
に該当しないことを、無理やりにこれ
を事前協議の対象にするというような
意図は、私ども毛頭持っておりませ
ん。

それから、核兵器の持ち込みにつき
ましての日本政府の不動の方針は、
今、総理大臣からお示しがあつたわけ
でございますが、私どもは、このこ
とを、国民はもとより、内外に精神的
に徹底するように努力いたしました、
一部の国民の誤解を解くようにいたし
たいと思つてございます。

くれぐれも申し上げますが、核兵器
の破壊力からわが国を守らなければなら
ぬといふことの意欲におきまして
は、小柳さんに決して劣るものではご
ざいませぬ。今回の兵器の更新にいた

しましても、これは要するに戦争を抑
制するという努力でございます、こ
れが国際緊張を悪化、強化するとい
うような性質のものでないことは、戦後
十数年にわたりました、アメリカ軍に
おきましても、寸土といえども他國を
攻略いたしております、自由世界
をいかにして擁護するかというため
に、近代兵器の成果を活用いたしまし
て、その防衛力を強化しておるとい
うにすぎないわけでございますので、そ
の点につきましては、くれぐれも誤解
のないようにお願いいたしたいと思
います。(拍手)

〔国務大臣志賀健次郎君登壇、拍
手〕

○国務大臣(志賀健次郎君) 御質問の
第一点、板付基地の移転の問題でござ
います、いろいろ考へてはおります
けれども、今日具体的な検討に入る
までには立ち至つていないのでありま
す。

第二は、目下米軍が板付基地にお
いて工事中のオーバーランについてのお
尋ねでございますが、これは御承知の
とおり滑走路の延長として安全施設を
作るものでございまして、飛行機の滑
走路に使用するものではございませ
ん。たとえ板付の基地にF105が配置せ
られましても、現状の滑走路で支障が

ないといふことに了解をいたしてお
るのであります。

第三はF105が配置されてからの騒音
の問題でございますが、米軍の発表に
よりみすと、F100あるいはF102に比較
して相当騒音が高いということだけは
承知いたしておるのでありますが、す
でにF105が配置されたのでございま
すから、防衛庁といたしましては、自主
的に騒音度を測定いたしました、しか
も嚴重に、科学的に測定をいたしまし
て、その成案をすみやかに得まして、
具体的な対策を實行する所存でござ
います。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第三、駐留
軍関係離職者等臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)を議題といたします。
まず委員長の報告を求めます。社会
労働委員長加瀬完君。

〔審査報告書は都合により第二十
二号末尾に掲載〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の
一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十一年五月九日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 重宗雄三殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法の
一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法
の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法
(昭和三十三年法律第五十八号)の
一部を次のように改正する。
第十四条の前の見出しを削り、同
条を次のように改める。

第十四条 削除
第十五条を次のように改める。
(特別給付金の支給)
第十五条 政府は、第二条第一号に
掲げる者に該当する労働者であつ
て、政令で定める期間以上在職し
たものが、アメリカ合衆國の軍隊
の撤退、移動、部隊の縮少若しくは
予算の削減その他政令で定める
理由の発生に伴い離職を余儀なく
され、又は業務上死亡した場合に
は、予算の範囲内において、政令
の定めるところにより、当該離職
を余儀なくされた者若しくはその
者の遺族又は当該死亡した者の遺

族に対し、特別給付金を支給する
ことができる。

2 第二条第一号に掲げる者に該当
する労働者が前項に規定する理由
の発生に伴い離職を余儀なくさ
れ、又は業務上死亡した場合にお
いて、その者が当該労働者として
在職した期間の前に次の各号に掲
げる者として在職したことがある
ときは、前項の規定の適用につ
いては、それらの者としての在職期
間を当該労働者としての在職期間
に合算した期間を当該労働者とし
ての在職期間とみなす。

一 第二条第一号から第三号ま
で、第五号又は第六号に掲げる
者に該当する労働者
二 前号に掲げる者に準する労働
者として政令で定める者
三 前項の在職期間の合算は、第二
条第一号に掲げる者に該当する勞
働者としての在職期間及びその期
間の前の同項各号に掲げる者とし
ての在職期間が、いずれも前後引
き続いている場合に限り行なうも
のとする。

4 第二項各号に該当する者として
在職した者が、当該在職の在職期
間の終了の日又はその翌日(当該
翌日及びこれに引き続く日が政令

昭和二十八年五月十五日 参議院會議録第十九号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

で定める勤務を要しない日であるときは、当該勤務を要しない日の翌日に同項各号に掲げる者となつたものであるときは、その前後の同項各号に掲げる者としての在職期間は、引き続きいたものとみなす。

5 前三項に定めるもののほか、在職期間の合算に關して必要な事項は、政令で定める。

第十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前条第二項」に改め、同項を同条とする。

第十七条第一項中「第十四条又は前条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「又はこれに相当する労働者であつて政令で定める者」を削る。

第十八条第二項第二号中「旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は第二条」を「第二条第二号に規定する契約に基づき國が雇用する労働者、同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者又は同条」に改める。

附則

附則第三項中「五年」を「十年」に改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の日の前日までこの法律による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「法」という。)第十四条若しくは第十六条第一項の離職を余儀なくされた者又は業務上死亡した者に係る特別給付金は、なお従前の例により支給することができ

る。ただし、当該離職を余儀なくされた者の当該離職に係る在職期間が、この法律による改正後の第十五条第二項の規定により、この法律の施行の日以後における特別給付金の支給に關して、法第二条第一号に掲げる者に該当する労働者としての在職期間に合算される場合は、この限りでない。

3 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第五十八号)の施行前にすでに同法による改正前の第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労働者に対し、当該特別給付金の支給の基礎となつた在職について、この法律による改正後の法第十五条の規定によりさらに特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、この法律による改正後の同条の規定

による特別給付金の内払とみなす。

〔加瀬完君等、拍手〕

○加瀬完君 たいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、離職者等に対する特別給付金の支給範囲を、所定期日の在職者に制限せず、一定期間以上のすべての在職者等とする

こと、第二に、本年五月十六日までの現行法の有効期間をさらに五年間延長すること等であります。

委員会においては、本年度の人員整理の見直し、特別給付金の増額、雇用奨励金の支給等について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録に譲ります。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時二分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

- 議員 森 入三二君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 坪山 徳弥君
沢田 一精君 林 煥君
山高しげり君 野知 浩之君
二木 謙吾君 中尾 辰義君
鳥島徳次郎君 赤間 文三君
浅井 亨君 北條 簡八君
増原 恵吉君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 堀本 宜実君
奥 むめお君 柏原 ヤス君
松平 勇雄君 最上 英子君
市川 房枝君 小林 篤一君
二宮 文造君 小平 芳平君
岩沢 忠恭君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 白木義一郎君
辻 武寿君 原島 宏治君
野田 俊作君 太田 正孝君
笹森 順造君 中上川アキ君

- 北口 龍徳君 山崎 斉君
丸茂 重良君 源田 実君
熊谷三三郎君 久保 勘一君
亀井 光君 石谷 惠男君
植垣弥一郎君 徳永 正利君
井川 伊平君 仲原 善一君
中野 文門君 豊田 雅孝君
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君
鈴木 万平君 西田 信一君
村上 春藏君 山下 春江君
館 哲二君 佐藤 芳男君
青柳 秀夫君 平島 敏夫君
鍋島 直紹君 堀 未治君
藤野 繁雄君 新谷寅三郎君
紅露 みつ君 木内 四郎君
杉原 荒太君 田中 茂穂君
小林 英三君 大野木秀次郎君
植竹 春彦君 井野 碩哉君
日高 広為君 大谷 實雄君
小西 英雄君 上林 忠次君
野上 進君 岸田 幸雄君
川上 為治君 米田 正文君
谷口 慶吉君 北畠 教真君
松野 孝一君 柴田 栄君
稲浦 鹿蔵君 石井 桂君
吉江 勝保君 岡村文四郎君
加藤 武徳君 釦木 亨弘君
梶原 茂嘉君 高野 一夫君
吉武 恵市君 高橋 衛君
石原幹市郎君 小柳 牧衛君

昭和二十八年五月十五日 参議院会議録第十九号

中山 福藏君	杉浦 武雄君
小山邦太郎君	林屋亀次郎君
高橋進太郎君	鹿島守之助君
斎藤 昇君	野本 品吉君
小宮市太郎君	矢山 有作君
柳岡 秋夫君	長谷川 仁君
瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
渡辺 勤吉君	村山 道雄君
豊瀬 禎一君	後藤 義隆君
林田 正治君	武内 五郎君
柴谷 要君	小柳 勇君
北村 暢君	前田 久吉君
白井 勇君	松澤 兼人君
中村 順造君	下村 定君
加藤シツエ君	木村禧八郎君
阿部 竹松君	戸叶 武君
岩間 正男君	小林 武君
松本 賢一君	杉山善太郎君
高山 恒雄君	千葉千代世君
永末 英一君	基 政七君
横川 正市君	鈴木 強君
鈴木 壽君	占部 秀男君
田上 松衛君	向井 長年君
加瀬 完君	阿具根 登君
近藤 信一君	田畑 金光君
天田 勝正君	米田 勲君
成瀬 暢治君	中田 吉雄君
小酒井義男君	佐多 忠隆君
村尾 重雄君	椿 繁夫君
大和 与一君	岡田 宗司君

野溝 勝君 松本治一郎君
羽生 三七君 曾称 益君
國務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 大平 正芳君
郵政大臣 小沢久太郎君
國務大臣 志賀健次郎君
政府委員
内閣法制局長官 林 修三君
内閣法制局 第一部長 山内 一夫君
総理府総務長官 徳安 実蔵君

〔第十六号参照〕
審査報告書
日本國とグレート・ブリテン及び
北部アイルランド連合王国との間
の通商、居住及び航海条約及び關
連議定書の締結について承認を求
めるの件
右多数をもつて承認すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。
昭和二十八年三月二十八日
外務委員長 井上 清一
代理理事 井上 清一
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
従来日英兩國間の通商關係は、最
惠國待遇の保障のないまま毎年更
新される貿易取極めによつていた
が、本条約及び關連議定書の締結
により、兩國間には、出入國、事
業活動、産品の輸出入等に関する
最惠國待遇、身体財産の保護、租
税、海運事項等に関する内國民、
最惠國待遇が保障されることとな
つた。これにより、日英兩國間
の通商、友好關係の増進が期待さ
れるほか、英國側の対日ガット三
十五條援用撤回により、対日差別
待遇の大幅な縮小が期待されるの
で、妥當な措置と認められた。
二、費用
別に費用を要しない。
審査報告書
関税及び貿易に関する一般協定に
附屬する第三十八表(日本國の議
許表)に掲げる議許を修正し、又
は撤回するためのアメリカ合衆國
等との交渉の結果に関する諸文書
の締結について承認を求めると議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和二十八年三月二十八日
外務委員長 井上 清一
代理理事 井上 清一
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
ガット議許の一部を修正又は撤
回するための米國、ドミニカ、歐
州經濟共同体、ギリシヤ、ベル
及びウルグアイとの交渉の結果に
關する文書は、十五品目について
従來のわが國の議許を撤回又は修
正して税率を引上げ、その代償と
して、二十四品目について従來の
税率を引下げ、又は新たに議許を
与えることを規定したもので、わ
が國の自國化の進展に伴い、妥當
な措置と認められた。
二、費用
別に費用を要しない。
審査報告書
千九百六十年の海上における人命
の安全のための國際條約の締結に
ついて承認を求めると議決した。
右全会一致をもつて承認すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。
昭和二十八年三月二十八日
外務委員長 井上 清一
代理理事 井上 清一
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
この條約は、千九百四十八年に
作成された現行條約と趣旨におい
て同様であるが、その後の技術の進
歩、原子力船の出現等に伴い改正
されたものであつて、この條約の
受諾により、人命のいつそりの安
全が確保されるとともに、海運國
たるわが國にとり各種の便益を受
けることになるので、本件承認は
妥當な措置と認められた。
二、費用
別に費用を要しない。
審査報告書
私的独占の禁止及び公正取引の確
保に關する法律の一部を改正する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。
昭和二十八年三月二十七日
商工委員長 赤間 文三
参議院議長重宗雄三殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、公正取引委員會の
事務局の定員を現行より六名増加

し、二百五十一名としよりとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する費用は、約百七十一万円で、昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

金属鉱物探鉱融資事業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十七日

商工委員長 赤間 文三
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、金属鉱産物の自由化に対処するため、特殊法人金属鉱物探鉱融資事業団を設立し、これに金属鉱物の探鉱に必要な長期低利の資金の貸付を行なわせようとするもので、妥当な措置と認め

二、費用

本法施行に要する費用は、昭和三十八年度において十五億円である。

審査報告書

土地区画整理法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

建設委員長 木村禧八郎
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、新たに相当規模の住宅市街地を造成することを目的とする土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合に対し、健全な住宅市街地の造成を促進するため、国及び都道府県の資金による無利子貸付けのみちを開こうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため必要な経費は、約三億円である。

審査報告書

共同溝の整備等に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

建設委員長 木村禧八郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近大都市における地下埋設工事その他の掘返しを伴う占用工事により、道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障が発生しつつある事情にかんがみ、特定の道路について共同溝を整備することにより道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図るため、共同溝の建設及び管理等に関し特別の措置をとらうとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため必要とする経費は、六億五千二百万円である。

審査報告書

住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

建設委員長 木村禧八郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、住宅金融公庫が住宅の改修に必要な資金の貸付けを行なうことができるものとするとともに、同公庫及び日本住宅公団が宅地債券を発行することができるものとし、かつ、当該債券を引き受けた者に対して宅地譲受人の選定の際に特別の取扱いをする等の措置を講じようとするものであつておおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため必要とする経費は住宅金融公庫約九億円、日本住宅公団約十億円である。

審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

内閣委員長 村山 道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、労災保険事業及び失業保険事業の業務量増加に伴う増員及び中高年齢等の再就職促進のための業務に従事する職員、その他の職員を増員するため、労働本省の定員を二百二十九人増加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、約四千万円であつて、昭和三十八年度予算に計上されている。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

内閣委員長 村山 道雄
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、外務省における国際情勢の総合的な分析及び調査事務の総合的管理等の機能を強化す

るため、大臣官房に国際資料部を
設置するとともに、在外公館の増
強等に伴い、外務省の職員定員
を増加しようとするものであつ
て、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な経費とし
て、一億一千三百二十六万二千円
が、昭和三十八年度一般会計予算
に計上されている。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の
一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

社会労働 加瀬 完
委員長
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、遺族給付金を年金
化し、準軍属及びその遺族に対す
る給付要件を緩和し、特殊勤務に
服した南滿州鉄道株式会社職員
等を軍属として処遇するほか、特
別弔慰金の支給要件を緩和すると

ともに、長期入院の療養患者に療
養手当を支給することとする等、
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の
改善を図ろうとするものであつ
て、おおむね妥当な措置と認め
る。

二、費用

本法施行に要する費用は、八千
八百万円であつて、昭和三十八年
度一般会計予算に計上されてい
る。

審査報告書

戦没者等の妻に対する特別給付金
支給法案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

社会労働 加瀬 完
委員長
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦没者等の妻の置
かれていた特別の事情にかんが
み、特別給付金を支給しようとし
るものであつて、妥当な措置と認
める。

なお、別紙のとおり附帯決議を
付した。

二、費用

本法施行に要する費用は、四十
四億円であつて、昭和三十八年度
一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、戦争による犠牲は、戦地、内地
を問わず、国民のその苦痛は堪え
ざるものがある。政府はこれ等の
実情にかんがみ援護措置を考慮す
べきである。

審査報告書

薬事法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

社会労働 加瀬 完
委員長
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、薬局及び一般販売
業の管理が十分に行なわれるよう
に薬局等の規模に応じて所要員数
の薬剤師を置くべきものとする

ともに、薬局、一般販売業及び薬
種商について、これらの適正配置
を図ろうとするもので、妥当な措
置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十八年三月二十八日

地方行政 石谷 憲男
委員長
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)電気ガス税の税
率を八%(現行九%)とし、市町村
たばこ消費税の税率を十三、四%
(現行十二%)とすること(二)国民健
康保険税に関し、所得額が、九万
円に政令で定める金額を加えた額
以下の納税義務者に対し、政令の
基準にしたがい、条例で均等割、
平等割額を減額するものとする等
軽減をはかつたこと(三)狩猟者税を
廃止し、新たに狩猟免許税と目的

税である入猟税を創設するものと
したこと(四)徴収制度に関し、延滞
金及び延滞加算金を統合、軽減す
るなどのほか、その改善合理化を
はかつたこと等を主な内容とする
もので、おおむね妥当なものとし
て、認められた。

二、費用

市町村たばこ消費税の税率引上
げによる増収額は初年度約五十二
億円が見込まれ、昭和三十八年度
政府関係機関予算(専売公社事業
費)に必要額が計上されている。
国民健康保険税の減額額は約四十
二億円とされ、これに伴う措置に
必要な経費は、昭和三十八年度一
般会計予算厚生省所管に計上され
ている。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する
法律案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて要領書を添えて、報
告する。

昭和三十八年三月二十八日

地方行政 石谷 憲男
委員長
参議院議長重宗雄三殿

地方行政 石谷 憲男
委員長
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方交付税の総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定の基礎とその補正方法の一部を改めるとともに、高等学校生徒の急増に伴い必要となる経費を、昭和三十七年度と同様、昭和三十八年度においても基準財政需要額に算入する特例措置を講ずる等の改正を行なつたもので、おおむね妥当な措置と認められる。

二、費用

昭和三十八年度の地方交付税総額は、同年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算に計上されている地方交付税交付金五千三百九十七億余円に、「昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律」の規定に基づき繰越しとなる百億円を加えた額である。

審査報告書

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

地方行政 石谷 寛男
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、地方公務員が引き続きオリンピック東京大会組織委員会の職員となり、再び地方公務員に復帰する場合において、その者の在職期間を地方公務員共済組合法の長期給付の組合員期間とみなすこと等を内容とするもので、妥当なものとして認められた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

通信委員長 伊藤 顕道
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の規定による加入者等の引受けに係る電信電話債券の需給の調整及び価格の安定に資するため、当分の間、日本電信電話公社の会計に需給調整資金を設け、これを一定の基準により当該電信電話債券等の売買に運用することができることとしようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のために要する経費として、昭和三十八年度政府関係係属予算に需給調整資金繰入金二十二億円が計上されている。

審査報告書

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

大蔵委員長 佐野 廣
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立病院の施設の整備を促進するため、これに必要な資金をこの会計の負担において借入れることができることとし、これに伴う所要の改正を行なおうとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

昭和三十八年度国立病院特別会計予算においては、資金運用部資金からの借入金十億円が繰入に、またこの借入金の利子三千二百五十万円が国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費として歳出に計上されている。

審査報告書

日本学校給食会法の二部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

文教委員長 北畠 教真
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、義務教育諸学校における学校給食の普及充実と学校給食費の軽減を図るため、国が日本学校給食会に対し、義務教育諸学校の学校給食用物資の供給に要する経費を補助することができることとするともに、当該物資の義務教育諸学校の学校給食以外の用途への使用を禁止するもので、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十八年度予算に約四十億円計上されている。

審査報告書

私立学校振興会法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

文教委員長 北畠 教真
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、私立学校振興会の資金に対する需要の増大にかんが

み、私立学校振興会が私学振興債券を発行することができることとする。私立学校振興会の財務及び会計に関する規定を整備すること等の改正を加えることを内容とするものであり、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のためには別に経費を必要としない。

審査報告書

昭和三十六年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則第十一條に基づき使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則第十二條に基づき使用総調書(その2)

昭和三十六年度特別会計予算総則第十三條に基づき使用総調書

右多数をもつて承諾を与へべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月二十七日

決算委員長 鈴木 壽

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十六年度一般会計予備費の予算額は二百二十億円であつて、このうち、昭和三十七年一月十二日から同年三月二十九日まで

の間において使用した金額は七十七億八千六百万円余である。

二、昭和三十六年度各特別会計予備費の予算総額は一千二百一億八千七百万円余であつて、このうち、昭和三十七年一月十一日から同年三月二十七日までの間において使用した金額は一百四十三億一千一百万円余である。

三、昭和三十六年度特別会計予算総則第十一條の規定に基づき使用した総額は五十三億二千二百万円余で、このうち、昭和三十七年三月三十日に使用した金額は二十八億一百万円である。

四、昭和三十六年度特別会計予算総則第十二條の規定に基づき使用した総額は一百二十五億七千五百万円余で、このうち、昭和三十七年二月二十日から同年三月三十日まで

の間において使用した金額は八十五億二千八百万円余である。

五、昭和三十六年度特別会計予算総則第十三條の規定に基づき使用し

た金額は八十五億三千万円である。以上五件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認められた。

参議院會議録第十八号中正誤

ハシ段 行 誤 正

六三二 終り 参議院 議員

昭和二十八年五月十五日 参議院会議録第十九号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
 (送料とも)

発行所
 東京都港区赤坂奥町二番地
 大蔵省印刷局 電話東京 六二〇〇

官報
 印刷局
 印刷課